

令和 5 年 3 月 8 日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和 3 年（行ウ）第 4 1 号 違法公金支出損害賠償住民訴訟請求事件

口頭弁論終結の日 令和 4 年 1 1 月 3 0 日

判 決

5 当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

主 文

- 1 原告らの請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

10 第 1 請求

被告は、高島宗一郎に対し、2万3746円を支払うよう請求せよ。

第 2 事案の概要

15 本件は、福岡市の住民である原告らが、福岡市長である高島宗一郎（以下「福岡市長」という。）が福岡市民の個人情報をも自衛隊に名簿として提供した行為（以下「本件名簿提供」という。）が、憲法11条、13条、29条、地方自治法1条の2、個人情報保護法1条、福岡市個人情報保護条例1条等に反する違法なものであり、これによって福岡市が公金支出した2万3746円（人件費1万6316円、名簿印刷費6430円、通信費1000円の合計。以下「本件公金支出」という。）の損害を被ったと主張して、地方自治法242条の2
20 第1項4号に基づき、福岡市の執行機関である被告を相手に、福岡市長に対して不法行為に基づく本件公金支出相当額（2万3746円）の損害賠償の請求をすることを求める住民訴訟である。

1 関連法令の定め

25 別紙「関連法令の定め」のとおり（以後、別紙で定義した略称は、特に断りなく使用する。）

2 前提事実（当事者間に争いがないか、掲記の証拠及び弁論の全趣旨により容



易に認められる事実)

(1) 当事者

原告らは、福岡市の住民である。

被告は、福岡市の執行機関である。

5 (2) 本件名簿提供

福岡市長は、自衛隊に対し、令和2年6月5日、令和2年度に18歳及び22歳になる住民（日本国籍を有する者）の氏名及び住所の個人情報を紙媒体の名簿として提供した（乙15。本件名簿提供）。

(3) 監査請求

10 原告らは、令和3年6月4日、福岡市監査委員に対し、地方自治法242条1項に基づき、本件名簿提供が違法であるとして、違法又は不当な財務会計上の行為を是正するための措置を求める住民監査請求を行った（甲1、14）。

15 福岡市監査委員は、令和3年8月2日付けで、同監査請求を棄却した（甲1）。

(4) 本件訴訟提起

原告らは、令和3年9月1日、本件訴訟を提起した。

3 争点

(1) 本件名簿提供の違法性

20 (原告らの主張)

ア 憲法11条、13条及び29条違反

25 本件名簿提供は、「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない」とした憲法11条、「すべて国民は、個人として尊重される」とした憲法13条に違反する。福岡市長は、本件名簿提供により、本人に知らせず、本人の同意がないまま自衛隊に個人情報が記載された名簿を提供し、個人の基本的人権を侵害した。また、本件名簿提供は、福岡市民の個人情報を

侵害したことにより、財産権を侵害したといえ、「財産権は、これを侵してはならない」とした憲法29条にも違反する。

イ 地方自治法1条の2違反

本件名簿提供は、「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本と」するとして地方自治法1条の2に違反する。

ウ 個人情報保護法1条、福岡市個人情報保護条例1条違反

本件名簿提供は、個人情報を有する福岡市民に対して直接事前に知らせず、同意を得ることもなく個人情報を自衛隊に提供したものであり、「個人の権利利益を保護することを目的とする」とした個人情報保護法1条、「個人の権利利益を保護することを目的とする」とした福岡市個人情報保護条例1条に違反する。

エ 憲法92条～95条違反

福岡市長が本件名簿提供をした動機は、自衛官募集に「自治体の6割以上が協力を拒否している」との元首相の発言にあると考えられる。この動機に基づいて行われた本件名簿提供は、地方組織が国の末端機関として戦争遂行に協力したことの反省から、地方公共団体の国との対等的関係を保障するため定められた、地方自治の本旨についての憲法92条、地方議会設置と長等の住民による直接選挙を定める93条、地方公共団体の地方行政執行権能と条例制定権を定める94条、特別法制定には住民投票において過半数の同意を必要とする95条が構成する憲法第8章「地方自治」制定目的に違反する。

また、福岡市が管理する住民基本台帳に記載された個人情報を保護することは、住民の日常生活に密接な関連を持つ公共的事務であり、地方自治の本旨からすれば、その地方の住民の手でその住民の団体が主体となって処理する政治形態で行われるべきものである。しかし、本件名簿提供においては、計画案を確定し広く市民にコメントを求め、市民の政治参画を保

障するパブリックコメントの手続を採っていない。さらに、福岡市長は、市民が選んだ議員で構成する福岡市議会に対して本件名簿提供に関して提案をせず、複数の市民団体が名簿提供を中止するよう申し入れたにもかかわらず、違法不当に市民の要求を拒み、本件名簿提供を強行した。こうした福岡市長による専横な行政の態様は住民の手で処理する政治形態ではなく、地方自治の本旨に反するものである。

オ 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（以下「地方分権一括法」という。）違反

地方分権一括関係法は、国と地方公共団体の関係を対等のものと法定し、そのために本来国がすべきだが地方公共団体に任せていた機関委任事務を廃止し、地方公共団体が自主的に行う「自治事務」と地方公共団体が国から引き受ける「法定受託事務」を創設した。しかし、本件名簿提供は法定受託事務ではない。本件名簿提供は、地方分権一括法制定の趣旨である地方公共団体と国との対等関係確立の立法趣旨に違反する。

自衛隊法 97 条は、都道府県知事及び市町村長に対し、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行うことを求めているが、自衛隊法施行令 120 条は、都道府県知事又は市町村長に対し、募集に対する応募者数の見通し及び応募年齢層の概数等に関する報告並びに県勢統計等の資料提出を求めるなど、募集事務を円滑に行うための判断材料を求めることができるにすぎず、住民の個人情報や名簿の提供を求めることができるものではない。また、自衛隊法施行令 120 条は都道府県知事又は市町村長に対して協力要請ができるにすぎず、義務を課すものではない。したがって、これらの規定をもって、本件名簿提供が法定受託事務であると認めることはできない。福岡市は、本件名簿提供が福岡市個人情報保護条例 10 条 2 項 1 号が定める「法令等に定めがあるとき」には該当しないと判断しており、法定受託事務に当たらないことを認めている。

そして、法定されていない本件名簿提供を行ったという瑕疵は、福岡市個人情報保護条例10条2項6号に該当するとしても治癒されるものではない。

カ 憲法前文及び9条違反

5 本件名簿提供は、「イランの危機」や「台湾海峡危機」を煽って戦争になりかねない状況になっている中で、福岡市の若者を自衛隊員として戦地に追いやるものであり、「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」とした裁判規範性のある憲法前文に違反する。

10 また、本件名簿提供は、「国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」「前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない」とした憲法9条に違反する。

キ 地方自治法245条の2及び245条の3違反

15 国が普通地方公共団体に関与する場合には、地方自治法245条の2第1項により、「普通地方公共団体は、その事務の処理に関し、法律又はこれに基づく政令によらなければ、普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与を受け、又は要することとされることはない」とされる。しかし、
20 本件名簿提供は、自衛隊法97条及び自衛隊法施行令120条によって定められたものではなく、本件名簿提供には法的根拠がない。したがって、本件名簿提供は地方自治法245条の2に違反する。

また、国が普通地方公共団体に関与する場合には、地方自治法245条の3により、「目的を達成するために必要な最小限のものにしなければならず、地方公共団体の自主性及び自立性に配慮しなければならない」とされる。しかし、
25 国及び自衛隊による福岡市への協力依頼は、強圧的な文書によってされており、必要でも最小限度でもないものである。したがって、

本件名簿提供は、地方自治法 245 条の 3 に違反する。

ク 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用

5 (ア) 自衛隊の沿革等からすれば、自衛隊は憲法に違反する実力組織であり、その自衛隊の隊員募集に 18 歳及び 22 歳の福岡市民の個人情報をも名簿に作成して提供する本件名簿提供は、福岡市長が福岡市民を戦場に送り出すことに繋がる。また、仮に自衛隊の災害活動に対する公益性が認められたとしても、隊員募集という業務のために同意のない個人情報を提供することに公益性があるとはいえない。

以上からすれば、本件名簿提供に公益性はない。

10 (イ) 住民基本台帳法は、3 条 1 項において市町村長が住民に関する記録の管理が適正に行われるように必要な措置を講ずるよう努めなければならないとし、同条 4 項において何人も 11 条 1 項に規定する住民基本台帳の一部の写しの閲覧等により知り得た事項を使用するに当たって、個人の基本的な権利を尊重するよう努めなければならないとしている。本件名簿提供は、これらの規定に反するものといえる。

15 (ウ) 前記オのとおり、本件名簿提供は法定受託事務ではないにもかかわらず、福岡市個人情報保護審議会は、自衛官募集事務に利用することを目的として自衛隊に個人情報を提供することについて、公益の必要性が認められるなどと短時間で判断して答申しており、審議すべき事項を審議しないなど、個人の権利利益について十分な審議を行っていない。そのため、本件名簿提供についての福岡市個人情報保護審議会の審議には審議不尽の違法がある。

20 (エ) 以上からすれば、本件名簿提供は福岡市長の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用により違法である。

25 (被告の主張)

ア 憲法 11 条、13 条及び 29 条違反



原告らが本件名簿提供により侵害されている旨を主張する法的利益は個人情報であるところ、本件においては、福岡市個人情報保護条例が個別法として規制しているのであるから、その違反の有無を論じれば足り、憲法上の主張を争点化する実益はない。また、個人情報が財産権として保護されるとの主張はその根拠が不明である上、本件名簿提供は法令の根拠に基づいて行われているものであるから財産権侵害はない。

5
イ 地方自治法1条の2違反

争う。

ウ 個人情報保護法1条、福岡市個人情報保護条例1条違反

10
福岡市は、福岡市個人情報保護条例10条2項6号に基づき、福岡市個人情報保護審議会に諮問し、同審議会の答申を踏まえ、提供する情報を氏名及び住所に限ることや、除外名簿を作成するなどの措置を講じている。

したがって、本件名簿提供に個人情報保護法1条、福岡市個人情報保護条例1条違反はない。

15
エ 憲法92条～95条違反

本件名簿提供が憲法92条～95条に違反するとの原告らの主張は抽象的なものにとどまり、認められない。

オ 地方分権一括法違反

20
地方自治法施行令別表では、上欄に「自衛隊法施行令」と記載され、同表の下欄には、「第114条から第120条までの規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務」と記載されており、自衛隊法施行令120条に基づき、防衛大臣から資料の提出の求めがあった場合において、実際に資料の歳出を行うのは都道府県知事又は市町村長であることから、同条が定める「資料の提出」の事務は、地方自治法2条9項、10項、同法施行令1条、同別表第1、自衛隊法施行令120条により、法定受託事務と解される。

25

カ 憲法前文及び9条違反

原告らの主張は個人情報の提供方法の違法性を問題とするものであるから、その違法性の判断に当たって自衛隊の合憲性を争点化する実益はない。

キ 地方自治法245条の2・3違反

福岡市は、法定受託事務として本件名簿提供を行っているから、地方自治法245条の2違反は認められない。地方自治法245条の3は国に対する規範であり、本件とは無関係である。

ク 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用

(ア) 本件名簿提供は、福岡市長が法定受託事務として実施したものであり、かつ、実施に当たって、福岡市長は、提供する情報が個人の氏名や住所であることから、福岡市個人情報保護条例への抵触がないよう、有識者によって構成された個人情報保護審議会に諮問するなど慎重な検討を行った結果、審議会による公益性が認められるとの答申を踏まえ、審議会が明らかにした提供に当たっての条件を遵守した上で行ったものである。

(イ) 自衛隊は、地方公共団体と連携して被災地支援を行うなど、緊急事態における市民の安全な生活を確保する観点から、公益性の高い重要な任務を担っており、自衛隊員募集事務は、自衛隊の上記任務遂行に欠かせない業務である。他方で、本件名簿提供により提供される情報は、氏名及び住所に限定され、その利用目的は自衛隊員の募集に限定され、提供を希望しない者には名簿から除外される措置も用意されている上、提供された情報は募集事務終了後に確実に廃棄されることが制度的に保障されているから、本件名簿提供による利益侵害の程度は著しく低い。

したがって、本件名簿提供には公益性があると認められる。

(ウ) 福岡市は、福岡市個人情報保護条例10条2項6号に基づき、福岡市個人情報保護審議会に諮問し、当該諮問を受けて同審議会は答申をしているが、同審議会の審議に審議不尽の違法はない。

(エ) 以上からすれば、本件名簿提供に福岡市長の裁量の範囲の逸脱又はその濫用は認められない。

(2) 福岡市の損害

(原告らの主張)

前記(1)の違法な本件名簿提供により、福岡市は、①福岡市の市政だよりから平成29年度福岡市職員年間平均給与額699万7000円を基に、1時間当たりの給与額を4079円と算定して、本件名簿提供のために2時間、2名分と推定した人件費1万6316円、②本件名簿提供のために作成した名簿につき、用紙代を1枚0.628円、印刷費を1枚10円として合計6430円、③通信費を推定1000円の合計2万3746円の本件公金支出をしており、これが福岡市の損害に当たる。

よって、福岡市長による違法な本件名簿提供により生じた福岡市の損害は、本件公金支出相当額の2万3746円である。

(被告の主張)

福岡市の市政だより記載の平成29年度福岡市職員年間平均給与額699万7000円については認めるが、本件名簿提供にかかる人件費の算出方法及び金額、印刷用紙代及び印刷費並びに通信費については否認し又は争う。

第3 当裁判所の判断

1 認定事実

前提事実並びに後掲の各証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実（以下「認定事実」といい、項番号等により「認定事実(1)」等と略称する。）が認められる。

(1) 本件名簿提供前の自衛隊への情報提供

防衛大臣は、本件名簿提供以前においても、福岡市長に対し、自衛隊法97条及び自衛隊法施行令120条に基づき、福岡市が保有する募集対象者に関する情報（氏名、住所、生年月日及び性別）の提出を求めていた。

福岡市長は、これに対する対応として、住民基本台帳法11条に基づき、各区市民課職員の立会いや確認の下、自衛隊職員が住民基本台帳を閲覧して、全住民の情報の中から、上記募集対象者情報を手作業で書き写す作業を行うことによる情報提供を行っていた（甲5、乙18）。

5 (2) 福岡市長における名簿提供の方針検討

福岡市長は、令和2年1月6日より、福岡市の住民記録システムが刷新され、住民基本台帳上の情報を検索の上抽出することが可能となったことから、自衛隊への情報提供につき、前記(1)の方法ではなく、同システムの抽出機能を用いて紙媒体等で提出することが可能であるかについて検討を行うこととした（甲1）。

10

(3) 個人情報保護審議会への諮問等

ア 福岡市長は、前記(2)の検討として、自衛隊への個人情報の提供が福岡市個人情報保護条例10条1項で原則禁止する個人情報の利用目的外での利用提供の例外に当たるか否か、同条例10条2項6号該当性（同項1号の適用については、慎重に検討し、これを排除した。甲5・7頁参照。）を

15

そこで、福岡市長は、福岡市個人情報保護審議会に対し、令和2年1月31日付けで、全市民の住民基本台帳を閲覧させるよりも必要な対象者のみ名簿抽出の方が個人情報保護の観点から望ましいこと、請求者が手書きで個人情報を書き写すよりも複写等により提供する方が福岡市の業務が効率化されること等を理由として、①自衛隊による自衛官等募集の対象者の個人情報を紙媒体又は電磁的記録によって提出してよいか（以下「諮問①」という。）、②法令で定める事務の遂行のために必要である場合については、今後、国又は地方公共団体から、住民基本台帳の閲覧請求がある場合等において、行政事務の効率化等の観点から、公益上の必要性があるものとして個人情報の目的外利用が認められるか（以下「諮問②」とい

20

25

う。)について諮問した(甲4)。

イ 福岡市個人情報保護審議会は、令和2年2月7日、目的外利用等審査部
会を開会して上記諮問につき審議した。審議においては、同審議会委員に
より、前記(1)の住民基本台帳の閲覧事務の状況、それを基にした募集の実
5 施方法、閲覧後の個人情報の取扱い等が確認された後、氏名、年齢、性別
及び住所のうち、情報提供が必要と考えられる範囲、個人情報の提供方法
を紙媒体とするか電磁的記録とするか、提供を希望しない場合の除外の取
扱い、提供する際の手続、提供した場合のその旨の公表等について、個人
情報保護や名簿提供の公益性の観点から議論されるなどした。(甲5)

10 その上で、諮問①については、まず、自衛隊に対する情報提供自体を認
めることに異議はないことが確認された上で、その提供方法が審議され、
紙媒体のみの提供で、提供する情報の範囲は氏名及び住所のみとし、18
歳と22歳を分けて提供することで生年月日は提供しないとの意見で一
致した。更に、同審議会委員からは、提供する情報の取扱いを厳正に行う
15 よう措置を講じること、情報提供を望まない市民への配慮をすべきであり、
名簿提供の公益性や除外申請が可能であることを周知し、名簿提供したこ
とを公表すべきであることなどの意見が出された。他方、諮問②について
は、現時点で一概に公益上の必要性を判断することはできないため、提供
はできないとの意見で一致した(甲5)。

20 ウ 福岡市個人情報保護審議会は、前記イの審議を経て、福岡市長に対し、
令和2年2月14日付けで、諮問①については、住民基本台帳記載事項の
一部を、自衛官等募集事務に利用することを目的として、自衛隊に提供す
ることは、公益上の必要性があるが、i 個人情報を提供する際の媒体は紙
のみとし、提供する情報は適齢者の氏名及び住所に限ること、ii 提供する
25 情報の取扱いについては、目的外利用の禁止等の情報管理の徹底及び事務
終了後の確実な廃棄並びにこれらの実施状況に関する報告を書面で求める

など、個人情報保護の観点から厳格な措置を講じること、iii 毎年度、情報の提供に先立って、公益上の必要性に関する説明を含めた市民への周知を行い、自己の情報を提供してほしくない旨の意思表示を行った市民については、提供する情報から除外する措置を講じること、iv 毎年度、自衛隊に個人情報を提供したことについて公表を行うことを要望し、諮問②については、その利用目的が明らかではなく、現時点で一概に公益上の必要性を判断することができないため、今後、個々の事案で具体的な必要性が生じた時点で改めて諮問されることが妥当である旨を答申した（甲6）。

(4) 防衛大臣による自衛官募集対象者情報提供依頼等

防衛大臣は、福岡市長に対し、令和2年2月13日付けで、「自衛官募集等の推進について（依頼）」と題する書面（乙3）を発出した。同書面には、自衛官募集対象者情報の紙媒体又は電子媒体での提出を依頼するとともに、提供された情報は自衛隊等募集業務においてのみ適切に使用し、その管理については、防衛省において、個人情報保護に関する法規を遵守し、厳正に管理することなどが記載されている。（乙3）

これに対し、福岡市長は、令和2年3月26日、①自衛隊福岡地方協力本部に情報提供を行うこととし、これに伴い、②「福岡市住民基本情報の提供等に関する要綱」（乙5の1。以下「本件要綱」という。）、「住民基本情報提供申請書」（乙5の2）及び「審査結果決定通知書」（乙5の3）並びに③「福岡市自衛官等募集事務に係る募集対象者情報の除外申請に関する事務処理要領」（乙5の4）、「除外申請書」（乙5の5）、「除外対象者名簿」（乙5の6）及び「除外決定通知書」（乙5の7）を策定し、④自衛隊福岡地方協力本部との間で「募集対象者情報の取扱いに関する協定」（乙7。以下「本件協定」という。「廃棄報告書」の様式（乙5の9）を含む。）を締結する方針を決定した（乙4）。



(5) 個人情報に関する要綱の施行等

ア 福岡市は、令和2年4月1日、本件要綱（福岡市住民基本情報の提供等に関する要綱。乙5の1）を施行した。本件要綱では、①防衛省から自衛官募集事務のために住民基本情報の提供を求められた場合は、当該年度に18歳及び22歳になる住民の氏名及び住所を紙媒体で提供すること（本件要綱3条(1)本文）、②自己に関する情報の提供を望まない旨の意思表示を行った者に係る情報については提供する情報から除外すること（同(1)ただし書）、③住民基本情報を提供するに当たっては、福岡市、国等は個人情報の取扱いに関する協定を締結すること（本件要綱4条）、④国等が住民基本情報の提供を求める場合には住民基本情報提供申請書により申請を行い、福岡市長が、当該申請を審査し、その結果について審査結果決定通知書を送付すること（本件要綱5条）、⑤実施機関は住民基本情報の提供を行ったときは、提供内容等を福岡市ホームページで公表すること（本件要綱6条）等を定めている。

イ 福岡市は、自衛隊福岡地方協力本部との間で、令和2年4月1日、本件協定（乙7）を締結した。本件協定では、①自衛隊福岡地方協力本部は提供された個人情報を自衛官等募集業務以外には利用してはならないこと（本件協定1条）、②自衛隊福岡地方協力本部は、当該募集対象者に係る情報を複写、複製し又は第三者に提供してはならないこと（本件協定2条）、③自衛隊福岡地方協力本部は、当該募集対象者情報を施錠することができるキャビネット等に保管し、適正な維持管理を行うこと（本件協定4条）、④自衛隊福岡地方協力本部は、自衛官等募集対象事務が完了したときは、募集対象者情報の管理責任者の立会いの下、シュレッター処理等により確実かつ速やかに当該募集対象者情報の廃棄を行い、福岡市に「廃棄報告書」を提出しなければならないこと（本件協定5条）等とされている。（乙7）



(6) 名簿除外申請の周知等

5 ア 福岡市は、市政記者に対し、令和2年3月31日付けで、「自衛隊への個人情報
の提供に関する除外申請の受付開始について」と題する書面（乙6）を
発出し、自衛隊への氏名及び住所の情報を提供することを望まない
場合に提供する情報から除外することを求める除外申請について周知す
るよう依頼した。

イ 福岡市は、令和2年4月1日、市のホームページ及びツイッターにおい
て名簿提供の根拠や除外申請等を告知した（乙8、9）。

10 福岡市は、令和2年4月9日にはメールマガジン（乙12）において、
同月15日には市政だより（甲11）において、それぞれ名簿提供や除外
申請等について告知した。

ウ 福岡市は、名簿提供や除外申請に関する説明を記載した「自衛隊への個
人情報の提供を望まない方は「除外申請書」の提出を」と題するポスター
（乙10）を作成した。

15 福岡市は、福岡市教育委員会研修・研究課長等に対し、令和2年4月3
日付けで、福岡市内の高校大学施設内において同ポスターを掲示するこ
とを依頼し（乙11の1～3）、福岡市内各区市民課長・各出張所長に対し、
同月7日付けで、各区役所に同ポスターを掲示することを依頼した（乙1
1の4）。

20 さらに、福岡市は、市民センター、市民局公民館調整課長及び各区地域
支援課長に対し、令和2年5月14日付けで、福岡市内の公民館・市民セ
ンターに上記ポスター（乙10）を掲示するよう依頼した（乙11の5・
6）。

(7) 本件名簿提供等

25 自衛隊福岡地方協力本部長は、福岡市長に対し、令和2年6月2日付けで、
「住民基本情報提供申請書」を提出し、出生の年月日が平成10年4月2日

から平成11年4月1日及び平成14年4月2日から平成15年4月1日までの男子及び女子（日本人住民に限る。）の氏名及び住所の情報提供を申請した（乙13）。

福岡市長は、自衛隊福岡地方協力本部長に対し、令和2年6月3日付けで、
5 上記申請を認め、同月5日午後に提供する旨の「審査結果決定通知書」（乙14）を送付した。

福岡市長は、令和2年6月5日、本件名簿提供をした（本件名簿提供に当たっては、同月1日から同月5日まで、市民局区政課の職員2名及び会計年度任用職員1名がその事務に従事し、同課に設置された電子複合機等を使用して名簿が作成され、自衛隊職員との間で電話連絡が行われた。甲1）。

福岡市は、令和2年6月8日、本件名簿提供をした旨を福岡市のホームページにおいて公表した（甲12、乙15）。

(8) 廃棄報告書の提出

自衛隊は、福岡市長に対し、令和3年3月18日付けで、「廃棄報告書」
15 (乙16)を提出した。同報告書には、本件名簿提供に係る個人情報につき、本件協定に従い、使用した後に不要となった募集対象者情報について、募集対象者情報の管理責任者の立会いの下、シュレッダー処理により、確実に廃棄を行った旨を記載し、シュレッダーで裁断された際の写真を別紙で添付している。（乙16）

(9) 資料提出に関する防衛省等の通知

防衛省人事教育局人材育成課長及び総務省自治行政局住民制度課長は、各
都道府県市区町村担当部長宛てで、令和3年2月5日付けで、「自衛官又は
自衛官候補生の募集事務に関する資料の提出について」（甲16）と題する
書面を発出した。同書面には、同書面による通知が地方自治法245条の4
25 第1項に基づく技術的助言であるとした上で、①自衛官及び自衛官候補生の募集に関し必要となる情報に関する資料の提出は、自衛隊法97条1項に基

づく市区町村の長の行う自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務として自衛隊法施行令120条に規定に基づき、防衛大臣が市区町村の長に対して求めることができること、②上記規定の募集に関し必要な資料として、住民基本台帳法上、特段の問題を生ずるものではないことなどが記載されている。

(甲16)

2 争点(1) (本件名簿提供の違法性) について

(1) 地方自治法242条の2第1項4号の損害賠償請求に関する判断枠組み

地方自治法242条の2第1項4号に定める普通地方公共団体の職員に対する損害賠償の請求は、財務会計上の行為を行う権限を有する当該職員に対して職務上の義務に違反する財務会計上の行為による当該職員の個人としての損害賠償義務の履行を求めるものにほかならないから、当該職員の財務会計上の行為を捉えて上記損害賠償の請求をすることができるのは、たといこれに先行する原因行為に違法事由が存する場合であっても、その原因行為を前提としてされた当該職員の行為自体が財務会計法規上の義務に違反する違法なものであるときに限られると解するのが相当である(最高裁昭和61年(行ツ)第133号平成4年12月15日第三小法廷判決・民集46巻9号2753頁参照)。

これを本件についてみると、認定事実によれば、福岡市長は、令和2年6月5日、自衛隊に対して紙媒体の名簿を提供するという本件名簿提供をしたところ(認定事実(7))、本件名簿提供に係る事務の処理(認定事実(7)参照)に当たって印刷用紙代、印刷費、通信費及び人件費が支出されたことがうかがわれるから、本件名簿提供は上記の印刷用紙代等の支出の直接の原因をなすものというべきである。したがって、本件名簿提供に違法事由が存する場合には、当該支出(本件公金支出)も財務会計法規上の義務に違反する違法なものになる余地があると解される。

(2) 本件名簿提供の違法事由の有無について

ア 認定事実によれば、本件名簿提供に至る経過につき、次のような事実を指摘することができる。

(ア) 福岡市長は、令和2年1月、本件名簿提供の福岡市個人情報保護条例10条2項6号該当性を検討することとし、福岡市個人情報保護審議会に対し、自衛隊による自衛官等募集の対象者の個人情報を紙媒体又は電

5 磁的記録によって提出してよいかなどについて諮問した(認定事実(3)ア)。
(イ) 福岡市個人情報保護審議会は、上記諮問につき、認定事実(3)イのとおり委員間で議論・審議をした上、名簿提供は公益上の必要性があるが、
i 個人情報を提供する際の媒体は紙のみとし、提供する情報は適齢者の
10 「氏名」及び「住所」に限ること、ii 提供する情報の取扱いについては、
目的外利用の禁止等の情報管理の徹底及び事務終了後の確実な廃棄並び
にこれらの実施状況に関する報告を書面で求めるなど、個人情報保護の
観点から厳格な措置を講じること、iii 毎年度、情報の提供に先立って、
公益上の必要性に関する説明を含めた市民への周知を行い、自己の情報
15 を提供してほしくない旨の意思表示を行った市民については、提供する
情報から除外する措置を講じること、iv 毎年度、自衛隊に個人情報を提
供したことについて公表を行うことを要望することなどを答申した(認
定事実(3)ウ)。

20 (ウ) 福岡市は、令和2年2月、防衛大臣からの自衛官募集対象者情報の紙
媒体又は電子媒体による提供等の依頼を受けたところ、同年3月、前記
(イ)の答申を踏まえ、①自衛隊福岡地方協力本部に情報提供を行うことと
し、これに伴い、②本件要綱等を策定し、③自衛隊福岡地方協力本部と
の間で本件協定を締結する方針を決定した(認定事実(4))。

25 本件要綱は、①防衛省から自衛官募集事務のために住民基本情報の提
供を求められた場合は、当該年度に18歳及び22歳になる住民の氏名
及び住所を紙媒体で提供すること、②自己に関する情報の提供を望まな



い旨の意思表示を行った者に係る情報については提供する情報から除外
すること、③住民基本情報を提供するに当たっては、福岡市、国等は個人
情報の取扱いに関する協定を締結すること、④国等が住民基本情報の
提供を求める場合には住民基本情報提供申請書により申請を行い、福岡
市長が、当該申請を審査し、その結果について審査結果決定通知書を送
付すること、⑤実施機関は住民基本情報の提供を行ったときは、提供内
容等を福岡市ホームページで公表することなどを内容とし、本件名簿提
供に先立つ令和2年4月1日、施行された（認定事実(5)ア）。

(エ) 福岡市は、自衛隊福岡地方協力本部との間で、令和2年4月1日、①
提供された個人情報を自衛官等募集業務以外には利用してはならないこ
と、②当該募集対象者に係る情報を複写、複製し又は第三者に提供して
はならないこと、③当該募集対象者情報を施錠することができるキャビ
ネット等に保管し、適正な維持管理を行うこと、④自衛官等募集対象事
務が完了したときは、募集対象者情報の管理責任者の立会いの下、シュ
レッダー処理等により確実かつ速やかに当該募集対象者情報の廃棄を行
い、福岡市に「廃棄報告書」を提出しなければならないこと等を内容と
する本件協定を締結した（認定事実(5)イ）。

(オ) 福岡市は、令和2年4月から同年5月にかけて、市政記者に対して自
衛隊への氏名及び住所の情報を提供することを望まない場合に提供する
情報から除外することを求める除外申請について周知するよう依頼をし、
市のホームページ、ツイッター、メールマガジン及び市政だよりにおい
て名簿提供の根拠や除外申請等を告知した上、名簿提供や除外申請に関
する説明を記載したポスターを作成し、これを福岡市内の高校大学施設
内、各区役所、公民館・市民センターに同ポスターを掲示することを依
頼した（認定事実(6)）。

(カ) 福岡市長は、令和2年6月2日付けで、自衛隊福岡地方協力本部長か

ら「住民基本情報提供申請書」による申請を受け、同月3日付けで、上記申請を認め、同月5日午後に提供する旨の「審査結果決定通知書」を送付し、同日、自衛隊福岡地方協力本部長に対し、本件名簿を提供した（認定事実(7)）。

5 (キ) その後、自衛隊は、福岡市長に対し、本件名簿提供に係る個人情報につき、本件協定に基づき、使用した後に不要となった募集対象者情報について、募集対象者情報の管理責任者の立会いの下、シュレッダー処理により、確実に廃棄を行った旨を記載し、シュレッダーで裁断された際の写真を別紙で添付した「廃棄報告書」を提出した（認定事実(8)）。

10 (ク) なお、自衛隊は、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、我が国を防衛することを主たる任務とし、必要に応じ、公共の秩序の維持に当たるものとする（自衛隊法3条1項）ほか、その主たる任務の遂行に支障を生じない限度において、かつ、武力による威嚇又は武力の行使に当たらない範囲において、我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態に対応して行う我が国の平和及び安全の確保に資する活動（同条2項1号）等を行うことを任務とするものである。

15 イ 都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行うものとされ（自衛隊法97条）、自衛隊法の委任を受けた自衛隊法施行令114条～119条に募集期間の告示、応募資格の調査及び受験票の交付といった具体的な事務の内容が定められていることに加え、地方自治法2条9項及び10項並びに地方自治法施行令1条及び別表第1の規定からすれば、自衛隊法施行令120条が規定する防衛大臣の都道府県知事又は市町村長に対して求める自衛官又は自衛官候補生の募集に関する報告又は資料の提出についても、地方自治法2条9項1号の第1号法定受託事務に当たるものと解される。

25 しかしながら、①住民基本台帳法11条（及びその委任を受けた住民基

本台帳の一部の写しの閲覧並びに住民票の写し等及び除票の写し等の交付
に関する省令3条)は、国又は地方公共団体の機関が、法令で定める事務
の遂行のために必要がある場合であっても、閲覧に係る住民の範囲等を明
らかにしてした請求に基づき、基本台帳の一部の事項に係る部分の写しを
当該国又は地方公共団体の機関の職員で当該国又は地方公共団体の機関が
指定するものに閲覧させることのみを想定しており、②福岡市個人情報保
護条例10条1項は、実施機関が、利用目的以外の目的のために保有個人
情報(保有特定個人情報を除く。以下同じ。)を自ら利用し、又は当該実施
機関以外の者へ提供してはならない旨を規定している。これらのことに照
らすと、福岡市長が、本件名簿提供に係る保有個人情報につき、防衛大臣
の求めに応じて、自衛隊法施行令120条に基づき、自衛官又は自衛官候
補生の募集に関する資料として、その紙媒体又は電子媒体を提出すること
は、その態様等によっては、上記①又は②のような関係法令との関係で違
法となり得る余地があるというべきである。

ウ。そこで、本件を上記の観点から検討するに、前記アの事実によれば、福
岡市長は、福岡市個人情報保護条例10条2項6号所定の場合として、前
記ア(ク)のような任務を行う自衛隊による自衛官等募集の対象者の個人情報
を紙媒体又は電磁的記録によって提出することの可否等につき、福岡市個
人情報保護審議会に諮問をした上で、その答申及び要望された事項に沿っ
て、提供する情報の範囲を氏名及び住所とし、その提供の媒体を紙媒体の
みとする本件要綱を定め、名簿除外申請の周知をし、自衛隊福岡地方協力
本部との間で本件協定を締結して提供した個人情報保護の観点から厳格な
措置を講じるなどしたものである。本件名簿提供に関する福岡市個人情報
保護審議会は、本件名簿提供による個人情報保護や公益性等について委員
間での議論・審議を経て、福岡市長に対する答申をしたものであり、原告
らの主張する諸点を踏まえても、その審議の内容や経過に審議不尽の違法

があるとはいえない。

このような事実に照らすと、福岡市長が、本件名簿提供につき、福岡市個人情報保護条例10条2項6号にいう「実施機関が、福岡市個人情報保護審議会の意見を聴いて、公益上の必要があると認めるとき」に当たると判断したことは、その裁量権の範囲を超え又はこれを濫用したものとして違法であるとはいえない。

そして、福岡市長は、本件名簿提供をするに当たっては、前記のようにその提供する情報を必要最小限度のものとし、名簿提供を希望しない者については名簿除外申請をすることを可能としてその周知をし、提供する情報についても自衛隊が厳格に取り扱うよう本件協定を締結して当該個人情報の廃棄を書面で報告させたものである。これらの点に鑑みれば、本件名簿提供が「本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるとき」（福岡市個人情報保護条例10条2項柱書ただし書）に当たらないとした福岡市長の判断も、その裁量権の範囲を超え又はこれを濫用したものとして違法であるとはいえない。

また、本件名簿提供が住民基本台帳法11条に違反するかについては、前記イのとおり、住民基本台帳法11条自体は閲覧のみを想定するものではあるが、同法12条の2では、国又は地方公共団体の機関が法令で定める事務の遂行のために必要である場合に、市町村長に対し、当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている者に係る住民票の写しを請求することができることとなっており、住民基本台帳法上、閲覧以外の方法が一切予定されていないものではない。また、住民基本台帳法1条は、同法の目的として、住民に関する記録を正確かつ統一的に行う住民基本台帳の制度を定め、もって住民の利便を増進することのみならず、国及び地方公共団体の行政の合理化に資することを目的とする旨を規定している。そして、本件名簿提供以前には、住民基本台帳法11条に基づき、各区市民課職員

の立会いや確認の下、自衛隊職員が住民基本台帳を閲覧して、全住民の情報の中から、上記募集対象者情報を手作業で書き写す作業を行うことによる情報提供を行っていたものであるが(認定事実(1))、これに代えて本件名簿提供を行うことは、国及び地方公共団体の行政の合理化という上記目的に適う側面を有しているといえる。以上の点に加え、本件名簿提供は、福岡県個人情報保護条例10条2項6号により利用目的以外の目的のために保有個人情報を第三者に提供することが例外的に許容される場合に該当することからすると、本件名簿提供が住民基本台帳法11条及びその趣旨に違反するとはいえない。

エ 以上によれば、福岡市長が自衛隊福岡地方協力本部長の申請に応じてした本件名簿提供は、福岡県個人情報保護条例10条2項6号により、利用目的以外の目的のために保有個人情報を第三者に提供することが例外的に許容される場合に該当するものといえるから、自衛隊法97条及び自衛隊法施行令120条に基づき防衛大臣の求めに応じてした自衛官又は自衛官候補生の募集に関する資料の提供として、違法事由が存するとはいえない。そのほか、原告らの主張に係る違法事由が存するとはいえないことは、後記(3)のとおりである。

よって、本件名簿提供に違法事由が存するとはいえない以上、本件名簿提供に係る事務の処理に要した支出(本件公金支出)が財務会計法規上の義務に違反する違法なものとは認められない。

(3) 原告らの主張について

ア 憲法11条、13条及び29条違反

原告らは、本件名簿提供が憲法11条、13条及び29条に違反するものであると主張する。

しかし、原告らが主張する本件名簿提供によって侵害される権利又は法的利益は、自衛隊福岡地方協力本部に提供された福岡市民の個人情報であ



ると解されるところ、前記(2)のとおり、本件名簿提供は、福岡市個人情報保護条例10条2項6号により利用目的以外の目的のために保有個人情報を第三者に提供することが例外的に許容される場合に該当する上、本件要綱では自己に関する情報の提供を望まない旨の意思表示を行った者に係る情報については提供する情報から除外するものとされ、その旨の周知もされていたこと（前記(2)ア(エ)・(オ)参照）に照らすと、本件名簿提供の対象となった福岡市民の権利又は法的利益を違法に侵害するものとはいえない。

したがって、本件名簿提供が憲法11条、13条及び29条に違反するものと認めることはできない。

イ 地方自治法1条の2違反

原告らは、本件名簿提供が住民の福祉の増進を図ることを基本とした地方自治法1条の2に違反すると主張する。

しかし、そもそも地方自治法1条の2は、地方公共団体の役割及び国と地方公共団体の役割分担の原則に関する規定であり、前記(2)のとおり、本件名簿提供が第1号法定受託事務に該当することからすれば、本件名簿提供がこの観点から同条に反するものと認めることはできない。

以上に加え、前記アにおいて説示したところを併せ考慮すれば、本件名簿提供が地方自治法1条の2に違反するものと認めることはできない。

ウ 個人情報保護法1条、福岡市個人情報保護条例1条違反

原告らは、本件名簿提供が個人情報保護法1条及び福岡市個人情報保護条例1条に違反する旨を主張する。

しかしながら、本件名簿提供が、福岡市個人情報保護条例10条2項6号により利用目的以外の目的のために保有個人情報を第三者に提供することが例外的に許容される場合に該当することは、前記(2)のとおりである。

したがって、本件名簿提供が個人情報保護法1条及び福岡市個人情報保

護条例1条に違反するものと認めることはできない。

エ 憲法92条～95条違反

原告らは、本件名簿提供が、パブリックコメントの手続を採っていない
点で、福岡市長による専横な態様によってされたものであり、住民の手で
5 処理する政治形態ではないことから、地方自治の本旨に反するものであり、
憲法92条～95条に違反するなど主張する。

しかし、前記(2)のとおり、本件名簿提供は、自衛隊法、自衛隊法施行令
及び福岡市個人情報保護条例の規定に従い、福岡市個人情報保護審議会の
意見を聞く諮問をし、当該諮問に対する答申を踏まえて本件要綱を施行す
10 るなどの所定の手続を経て実施されたものである。本件名簿提供に際し、
原告ら主張が主張するようなパブリックコメントに付さなければならない
旨の法令上の規定は見当たらない。

したがって、原告ら主張の諸点をもって、本件名簿提供が地方自治の本
旨に関する憲法92条～95条に違反するものと認めることはできない。

15 オ 地方分権一括法違反

原告らは、自衛隊法施行令120条が住民の個人情報や名簿の提供を求
めることができるものではないこと等から、本件名簿提供が、法定受託事
務ではなく、地方分権一括法制定の趣旨である地方公共団体と国との対等
関係確立の立法趣旨に違反するなど主張する。

しかし、原告らの上記主張は、自衛隊法施行令120条の「資料」に住
20 民の個人情報を含むと解すると、住民基本台帳法や福岡市個人情報保護条
例等の個人情報の保護を目的とする法令を潜脱することになることを根拠
とすると考えられるが(甲28)、自衛隊法施行令120条の「資料」と
して住民の個人情報を提供する場合には、住民基本台帳法や福岡市個人情
25 報保護条例等の規制が及ぶものと解すべきことは、前記(2)イのとおりであ
る(したがって、自衛隊法施行令120条の「資料」が県勢統計等に限ら

れるものと解することはできない。)。そして、本件名簿提供が、福岡市
個人情報保護条例10条2項6号により利用目的以外の目的のために保有
個人情報を第三者に提供することが例外的に許容される場合に該当し、自
衛隊法97条及び自衛隊法施行令120条に基づく第1号法定受託事務に
5 該当することは、前記(2)ウのとおりである。これらのことに照らすと、福
岡市長が本件名簿提供をしたことが地方公共団体と国との対等関係確立と
いう地方分権一括法の趣旨に反するとはいえない。

以上によれば、本件名簿提供が地方分権一括法に違反するものと認める
ことはできない。

10 カ 憲法前文及び9条違反

原告らは、本件名簿提供が憲法前文及び9条に違反すると主張する。

しかし、憲法前文は、憲法の基本的精神及び理念を表明したものであつ
て、憲法や法令の解釈等においてその指針となり得ることがあるとしても、
それ自体が具体的な権利を保障するものと解するのは困難である。また、
15 平和とは、理念又は目的としての抽象的概念であり、各個人の思想や信条
により、多様な捉え方が可能なものである上、これを達成する手段や方法
は、常時変化する複雑な国際情勢に応じて決定されるべきものであつて、
その内容を具体的に特定することができない。したがって、憲法前文の「平
和のうちに生存する権利」との文言から、裁判規範となるべき国民の権利
20 としての意味内容等を直ちに特定することは困難であり、憲法前文を根拠
として、個々の国民に対して具体的権利又は利益が保障されているものと
解することはできない。

また、憲法9条は、国家の統治機構又は統治活動についての公法的な規
範であつて、国民の私法上の権利を直接保障したものということではできな
25 いから、同条を根拠として、平和的生存権といった個々人の具体的な権利
又は法律上保護された利益が保障されるものと解することはできない。



以上のように、憲法前文及び憲法9条によって個々の国民に対する具体的権利又は利益が保障されているものと解することができない以上、本件名簿提供が、福岡市民の権利利益を侵害するものとして憲法前文及び憲法9条に違反するものと認めることはできない。

5 キ 地方自治法245条の2及び245条の3違反

(ア) 原告らは、本件名簿提供には法的根拠がないから、本件名簿提供は地方自治法245条の2に違反すると主張する。

しかし、本件名簿提供が、福岡県個人情報保護条例10条2項6号により利用目的以外の目的のために保有個人情報を第三者に提供することが例外的に許容される場合に該当し、自衛隊法97条及び自衛隊法施行令120条に基づく第1号法定受託事務に該当することは、前記(2)ウのとおりである。

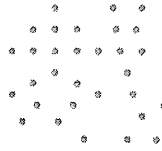
したがって、原告らの上記主張は、その前提を欠くといわざるを得ない。

15 (イ) また、原告らは、国及び自衛隊による福岡市への協力依頼は、強圧的な文書によってされており、必要でも最小限度でもないものであるから、本件名簿提供は地方自治法245条の3に違反すると主張する。

しかし、防衛大臣による福岡市長への情報提供依頼等(認定事実(4))が強圧的なものと評価することはできない。また、同条は、国による普通地方公共団体への関与が必要最小限度のものとし、普通地方公共団体の自主性及び自立性に配慮しなければならない旨を規定するものであるところ、福岡市長が自らの判断によって本件名簿提供をしたことは、認定事実に照らして明らかであるから、これをもって同条に反するとはいえない。

25 ク 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用

原告らは、①本件名簿提供に公益性があるとはいえないこと、②本件名



簿提供が住民基本台帳法3条1項及び4項に違反すること、③本件名簿提供についての福岡市個人情報保護審議会の審議には審議不尽の違法があることなどからすれば、本件名簿提供は福岡市長の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用により違法であると主張する。

5 しかし、①福岡市長が、本件名簿提供につき、福岡市個人情報保護条例
10条2項6号にいう「実施機関が、福岡市個人情報保護審議会の意見を
聴いて、公益上の必要があると認めるとき」に当たると判断したことに裁
量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとはいえないこと及び③本件名簿
提供に関する福岡市個人情報保護審議会の審議に審議不尽の違法がある
10 といえないことは、いずれも前記(2)ウのとおりである。また、②本件名簿
提供が福岡市個人情報保護条例10条2項6号により利用目的以外の目
的のために保有個人情報を第三者に提供することが例外的に許容される
場合に該当するとして行われたものであり、これが住民基本台帳法11条
及びその趣旨に違反しないことについても前記(2)ウのとおりであり、本件
15 名簿提供が住民基本台帳法3条1項及び4項に違反するものと認めるべ
き事情があるとはいえない。

したがって、本件名簿提供が福岡市長の裁量権の範囲の逸脱又はその濫
用として違法があるとはいえない。

3 小括

20 以上からすれば、本件名簿提供が違法であるとの原告らの主張は、いずれも
採用することができない。原告らは、その他にも縷々主張するが、いずれも上
記判断を左右するものではない。

したがって、その余について検討するまでもなく、原告らの主張には理由が
ないこととなる。

25 第4 結論

以上によれば、原告らの請求には理由がないから棄却すべきものである。よ



って、主文のとおり判決する。

福岡地方裁判所第1民事部

裁判長裁判官

林 史高

5

裁判官

柴田啓介

10

裁判官

本城伶奈



(別紙)

関連法令の定め

○ 自衛隊法

5 (都道府県等が処理する事務)

97条 都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行う。

<以下略>

10 ○ 自衛隊法施行令

(報告又は資料の提出)

120条 防衛大臣は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

15

○ 住民基本台帳法

(市町村長等の責務)

3条 市町村長は、常に、住民基本台帳を整備し、住民に関する正確な記録が行われるように努めるとともに、住民に関する記録の管理が適正に行われるように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

20

<中略>

4 何人も、第11条第1項に規定する住民基本台帳の一部の写しの閲覧又は第12条第1項に規定する住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書、第15条の4第1項に規定する除票の写し若しくは除票記載事項証明書、第20条第1項に規定する戸籍の附票の写し、第21条の3第1項に規定する戸籍の附票の除票の

25



写しその他のこの法律の規定により交付される書類の交付により知り得た事項を使用するに当たって、個人の基本的な権利を尊重するよう努めなければならない。

(国又は地方公共団体の機関の請求による住民基本台帳の一部の写しの閲覧)

11条 国又は地方公共団体の機関は、法令で定める事務の遂行のために必要である場合には、市町村長に対し、当該市町村が備える住民基本台帳のうち第7条第1号から第3号まで及び第7号に掲げる事項(同号に掲げる事項については、住所とする。以下この項において同じ。)に係る部分の写し(第6条第3項の規定により磁気ディスクをもつて住民票を調製することにより住民基本台帳を作成している市町村にあつては、当該住民基本台帳に記録されている事項のうち第7条第1号から第3号まで及び第7号に掲げる事項を記載した書類。以下この条、次条及び第50条において「住民基本台帳の一部の写し」という。)を当該国又は地方公共団体の機関の職員で当該国又は地方公共団体の機関が指定するものに閲覧させることを請求することができる。

<以下略>

○ 地方自治法

(地方公共団体の法人格、事務、自治行政の基本原則)

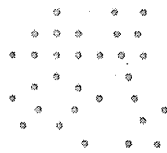
2条

<中略>

9 この法律において「法定受託事務」とは、次に掲げる事務をいう。

一 法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであつて、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの(以下「第1号法定受託事務」という。)

二 法律又はこれに基づく政令により市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、都道府県が本来果たすべき役割に係るものであつて、都道府



県においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（以下「第2号法定受託事務」という。）

- 10 この法律又はこれに基づく政令に規定するもののほか、法律に定める法定受託事務は第1号法定受託事務にあつては別表第1の上欄に掲げる法律についてそれぞれ同表の下欄に、第2号法定受託事務にあつては別表第2の上欄に掲げる法律についてそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりであり、政令に定める法定受託事務はこの法律に基づく政令に示すとおりである。

<以下略>

（関与の法定主義）

- 10 245条の2 普通地方公共団体は、その事務の処理に関し、法律又はこれに基づく政令によらなければ、普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与を受け、又は要することとされることはない。

（関与の基本原則）

245条の3

- 15 1 国は、普通地方公共団体が、その事務の処理に関し、普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与を受け、又は要することとする場合には、その目的を達成するために必要な最小限度のものとするとともに、普通地方公共団体の自主性及び自立性に配慮しなければならない。

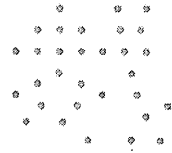
<以下略>

20

○ 地方自治法施行令

（政令に定める法定受託事務）

- 25 1条 政令に定める法定受託事務（地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項に規定する法定受託事務をいう。）で同条第10項の政令に示すものは、第1号法定受託事務（同条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務をいう。第223条において同じ。）にあつては別表第1の上欄に掲げる政令に



ついてそれぞれ同表の下欄に、第2号法定受託事務（同法第2条第9項第2号に規定する第2号法定受託事務をいう。第224条において同じ。）にあつては別表第2の上欄に掲げる政令についてそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりである。

5

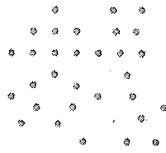
別表第1

自衛隊法 施行令(昭 和29年 政令第1 79号)	第114条から第120条までの規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務、第161条第2項の規定により河川法（昭和39年法律第167号）第9条第2項に規定する指定区間内の一級河川及び同法第5条第1項に規定する二級河川に関して都道府県又は指定都市が処理することとされている事務並びに第133条（第144条において準用する場合を含む。）、第134条、第135条（第144条において準用する場合を含む。）、第137条第2項（第144条において準用する場合を含む。）、第139条第2項、第140条において準用する災害救助法施行令第8条第2項第2号及び第141条第2項の規定により都道府県が処理することとされている事務
---------------------------------------	--

○ 個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）

（目的）

- 10 1条 この法律は、デジタル社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、個人情報を取り扱う事業者及び行政機関等についてこれらの特性に応じて遵守すべき義務等を定めるとともに、個人
- 15 個人情報保護委員会を設置することにより、行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の



創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

5 ○ 福岡市個人情報保護条例

(目的)

1条 この条例は、市の保有する個人情報について、その適正な取扱いに関し実施機関の遵守すべき事項等を定め、あわせて本人が自己の個人情報の取扱いに対して関与する権利を明らかにするとともに、個人情報の保護に関する市の施策を定めることにより、個人情報の適正な取扱いを確保し、もって市政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(利用及び提供に関する制限)

10条 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を自ら利用し、又は当該実施機関以外の者へ提供してはならない。

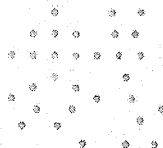
2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は当該実施機関以外の者へ提供することができる。ただし、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(1) 法令等に定めがあるとき。

<中略>

(6) 前各号に掲げる場合のほか、実施機関が、福岡市個人情報保護審議会の意見を聴いて、公益上の必要があると認めるとき。

以 上



これは正本である。

令和5年3月8日

福岡地方裁判所第1民事部

裁判所書記官 河野

